

第3期千代田区子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査審議事項

- 第1 教育・保育提供区域の設定（案） (1～2頁)
- 第2 教育・保育の量の見込みと確保方策に関する策定の方針等（案） (2～6頁)
- 第3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案） (7～21頁)

<凡例> 次の表の左欄に掲げる関係法令等は、同表の右欄に掲げる略称により表記する。

関係法令等	略称
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	法
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）	基本指針
「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日付内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡別添）	第1期手引き
「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」（平成30年8月24日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡別添）	第2期手引き
「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 1）」（令和6年3月11日付こども家庭庁成育局総務課事務連絡別添1）	第3期手引き



……現状の区の考え方

第1 教育・保育提供区域の設定（案）

1 教育・保育提供区域

(1) 教育・保育施設等

☞ 教育・保育の利用状況、施設の整備の状況等を勘案し、麴町区域（麴町出張所及び富士見出張所の地域）と神田区域（神保町出張所、神田公園出張所、万世橋出張所及び和泉橋出張所の地域）の2区域をもって教育・保育提供区域とする。

区域	麴町区域	神田区域
区域内町名	丸の内、大手町、内幸町、有楽町、霞が関、永田町、隼町、平河町、麴町、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、日比谷公園、九段南、九段北、富士見、飯田橋、千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目	一ツ橋二丁目、神田神保町、神田三崎町、西神田、神田猿樂町、神田錦町、神田小川町、神田美土代町、内神田、神田司町二丁目、神田多町二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田駿河台、神田淡路町、神田須田町、外神田、鍛冶町、神田紺屋町、神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町、神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田、神田和泉町、神田佐久間町、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町

(2) 地域子ども・子育て支援事業

☞ 各事業の利用状況、提供体制等を勘案し、区全体を1区域として設定する。

第2 教育・保育の量の見込みと確保方策に関する策定の方針等（案）

（参考）教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定

認定	区分	対象児童	利用できる主な施設等
教育・保育給付認定 (法第19条)	1号	満3歳以上の小学校就学前子ども (2号認定児童を除く。)	幼稚園(私学助成園を除く。) 認定こども園(教育部分)
	2号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 保護者の労働、疾病等により家庭において必要 な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園(保育部分)
	3号	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、 保護者の労働、疾病等により家庭において必要 な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業所
施設等利用給付認定 (法第30条の4)	新1号	満3歳以上の小学校就学前子ども (新2号・新3号認定児童を除く。)	幼稚園(私学助成園に限る。) 国立大学附属幼稚園 特別支援学級(幼稚部)
	新2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過した小学校就学前子どもであって、保護 者の労働、疾病等により家庭において必要な 保育を受けることが困難であるもの	幼稚園等の預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 等
	新3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある小学校就学前子どもであって、 保護者の労働、疾病等により家庭において必要 な保育を受けることが困難であるもの (市町村民税世帯非課税者に限る。)	

1 今年度に係る量の見込みと確保状況

- ☞ 第1期手引きに示された算出方法により算出した量の見込みでは、3～5歳を中心に令和6年3月1日時点の利用児童数との乖離が大きく、過少に算出されている可能性が高い。そこで、令和6年3月1日時点の利用児童数を同様に算出した令和5年度の量の見込みで除した値を用いて補正を行った。
- ☞ 区立こども園の「教育＋一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」の確保量は、令和6年3月1日時点で新2号認定を受けて区立こども園の預かり保育を利用する子どもの数12を参考とした。
- ☞ 千代田幼稚園及び昌平幼稚園において実施している長時間保育は、本来は認定こども園化等により対応すべきところだが、区立幼稚園の「教育＋一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」として暫定的に整理した。また、当該事業の確保量には、令和6年3月1日時点で新2号認定を受けて区立幼稚園の預かり保育を利用する子どもの数69(年々増加傾向)を参考にした値70を加えた。
- ☞ 認定こども園に係る2号認定の確保量は、区内に設置されている認定こども園が保育所型

認定こども園のみのため、学校教育の利用希望が強い者に係るものとしては整理しない。

- ☞ その他幼稚園等の「教育」の確保量は、令和6年3月1日時点で区外幼稚園や新制度未移行園に通う子どもの数175（年々減少傾向）を参考とした。
- ☞ その他幼稚園等の「教育+預かり保育推進事業（私学助成）等」の確保量は、令和6年3月1日時点で新2号認定を受けて区外の幼稚園や新制度未移行園の預かり保育を利用する子どもの数37（年々増加傾向）を参考とした。
- ☞ その他幼稚園等の教育・保育提供区域ごとの確保量は、各区域の量の見込みにより按分した。

※ 黄色の箇所は、令和6年3月1日時点の利用児童数等を参考に設定したもの。

(1) 区全域

区全域		令和6年度（参考）		※確保方策は現時点の供給量			
		0歳	1・2歳	3～5歳			
		3号		2号		1号	
右記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い						
推計人口 (㊟)		553	1,081	1,728			
量の見込み (㊠)		279	757	999	167	431	
確保方策	区立こども園	教育	-	-	-	99	
		教育+一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ※1号+新2号	-	-	-	15	-
		保育	21	70	141	0	-
	区立幼稚園	教育	-	-	-	-	425
		教育+一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ※1号+新2号	-	-	-	130	-
	区立保育所		41	136	239	-	-
	私立認定こども園	教育	-	-	-	-	15
		教育+一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	-	-	-	0	-
		保育	12	30	48	-	-
	その他幼稚園等	教育	-	-	-	-	170
		教育+預かり保育推進事業（私学助成）等	-	-	-	40	-
	私立保育所		146	451	685	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	47	123	85	-	-
		幼保一体施設	8	37	-	-	-
		区補助対象保育室	11	25	30	-	-
		区緊急保育施設	6	16	18	-	-
	地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	9	-	-	-
		事業所内保育事業所	3	18	-	-	-
	合計 (㊡)		296	915	1,246	185	709
過不足 (㊡-㊠)		17	158	247	18	278	
確保量/需要量（参考）		106.1%	120.9%	124.7%	110.8%	164.5%	
教育・保育需要率（推計人口比） (㊠/㊟)		50.5%	70.0%	92.4%			
		63.4%					
教育・保育提供率（推計人口比） (㊡/㊟)		53.5%	84.6%	123.8%			
		74.1%					
基本指針に規定する保育利用率		57.4%		-	-	-	
※令和6年3月1日時点の利用児童数		278	790	1036	174	448	
（量の見込みに対する比率）		99.6%	104.4%	103.7%	104.2%	103.9%	

(2) 麴町区域

麴町区域		令和6年度(参考)		※確保方策は現時点の供給量			
		0歳	1・2歳	3～5歳			
		3号		2号		1号	
右記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い						
推計人口(◎)		253	538	1,018			
量の見込み(①)		123	353	589	81	254	
確保 方策	区立こども園	教育	-	-	-	59	
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ) ※1号+新2号	-	-	-	10	-
		保育	12	43	81	0	-
	区立幼稚園	教育	-	-	-	-	265
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ) ※1号+新2号	-	-	-	50	-
	区立保育所		17	66	114	-	-
	私立認定こども園	教育	-	-	-	-	15
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	-	-	-	0	-
	その他幼稚園等	保育	12	30	48	-	-
		教育	-	-	-	-	100
		教育+預かり保育推進事業(私学助成)等	-	-	-	19	-
	私立保育所		72	217	363	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	30	76	42	-	-
		幼保一体施設	0	0	-	-	-
		区補助対象保育室	11	25	30	-	-
		区緊急保育施設	0	0	0	-	-
地域型保育事業所	小規模保育事業所	1	9	-	-	-	
	事業所内保育事業所	3	18	-	-	-	
合計(②)		158	484	678	79	439	
過不足(②-①)		35	131	89	▲2	185	
確保量/需要量(参考)		128.5%	137.1%	115.1%	97.5%	172.8%	
教育・保育需要率(推計人口比)(①/◎)		48.6%	65.6%	90.8%			
		60.2%					
教育・保育提供率(推計人口比)(②/◎)		62.5%	90.0%	117.5%			
		81.2%					
基本指針に規定する保育利用率		63.2%		-	-	-	

(3) 神田区域

神田区域		令和6年度(参考)		※確保方策は現時点の供給量			
		0歳	1・2歳	3～5歳			
		3号		2号		1号	
右記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い						
推計人口(◎)		300	543	710			
量の見込み(①)		156	404	410	86	177	
確保方策	区立こども園	教育	-	-	-	40	
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ) ※1号+新2号	-	-	-	5	-
		保育	9	27	60	0	-
	区立幼稚園	教育	-	-	-	-	160
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ) ※1号+新2号	-	-	-	80	-
	区立保育所		24	70	125	-	-
	私立認定こども園	教育	-	-	-	-	0
		教育+一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)	-	-	-	0	-
		保育	0	0	0	-	-
	その他幼稚園等	教育	-	-	-	-	70
		教育+預かり保育推進事業(私学助成)等	-	-	-	21	-
	私立保育所		74	234	322	-	-
	認可外保育施設	認証保育所	17	47	43	-	-
		幼保一体施設	8	37	-	-	-
		区補助対象保育室	0	0	0	-	-
区緊急保育施設		6	16	18	-	-	
地域型保育事業所	小規模保育事業所	0	0	-	-	-	
	事業所内保育事業所	0	0	-	-	-	
合計(②)		138	431	568	106	270	
過不足(②-①)		▲18	27	158	20	93	
確保量/需要量(参考)		88.5%	106.7%	138.5%	123.3%	152.5%	
教育・保育需要率(推計人口比)(①/◎)		52.0%	74.4%	94.8%			
		66.4%					
教育・保育提供率(推計人口比)(②/◎)		46.0%	79.4%	133.0%			
		67.5%					
基本指針に規定する保育利用率		52.0%		-	-	-	

2 量の見込み

(1) 区全域

区全域	0歳	1・2歳	3～5歳		
	3号		2号		1号
			右記以外	幼児期の学校教育の利用希望が強い	
令和7年度	282	737	964	165	418
令和8年度	285	740	912	157	394
令和9年度	289	748	890	155	385
令和10年度	293	758	876	151	377
令和11年度	299	767	881	152	379

(2) 麴町区域

麴町区域	0歳	1・2歳	3～5歳		
	3号		2号		1号
			右記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	
令和7年度	122	345	548	75	235
令和8年度	121	343	509	70	218
令和9年度	120	341	492	68	211
令和10年度	119	339	482	66	207
令和11年度	119	335	480	66	206

(3) 神田区域

神田区域	0歳	1・2歳	3～5歳		
	3号		2号		1号
			右記以外	幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	
令和7年度	160	392	416	90	183
令和8年度	164	397	403	87	176
令和9年度	169	407	398	87	174
令和10年度	174	419	394	85	170
令和11年度	180	432	401	86	173

3 確保方策策定の方針（案）

- (1) 1号（教育）を中心に3～5歳に係る教育・保育の供給が過多であることを踏まえ、区立幼稚園その他区立施設については、利用定員の見直しや8校8園体制の適否の検討、認定こども園化、病児保育事業やいわゆるこども誰でも通園制度への転用等のあらゆる選択肢を排除せず、区民ニーズに応えるための資源の最適配分を目指す。
- (2) 2・3号（保育）の供給が過多であることを踏まえ、これまで実施してきた区独自の基準を満たす認可外保育施設に対する運営費の補助制度の計画期間（令和7年度～令和11年度）中の廃止や特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、認証保育所等への移行を促す措置等を検討する。
- (3) 認可外保育施設による保育の供給は、本来は暫定的な措置であること、保育利用率の算出の基礎には含まれないこと等を踏まえ、認証保育所等の利用料の補助その他の認証保育所等に係る区独自施策の考え方を整理する。
- (4) (1)～(3)のいずれについても、現に在籍するこどもやその保護者に不利益が発生しないよう十分な移行期間や経過措置を設けるなどの対応を行う。

第3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（案）

量の見込みの算出の段階においては、現実的に提供体制の整備が可能かどうかは考慮せず、原則として第3期手引きに示された算出方法に従って算出し、各事業の潜在的なニーズも含めた需要量を推計した。

（参考）地域子ども・子育て支援事業の一覧

事業名	概要
利用者支援事業	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の便宜の提供を総合的に行う事業
時間外保育事業 （延長保育事業）	教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもが、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において特定教育・保育施設等による保育を受けたものに対し、当該保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業
実費徴収に係る補足給付 を行う事業	教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者のうち、その属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して区が定める基準に該当するものに対し、日用品、文房具等の費用の全部又は一部を助成する事業
多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものの、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、又は里親等に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事業	要支援児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業
子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認めら

	れる乳幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
病児保育事業	保育を必要とする乳幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所等において、保育を行う事業
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴って行うものを含む。)を行うことや児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援することを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに当該援助を行うことを希望する者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第1項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業
親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

1 利用者支援事業

(1) 基本型【児童・家庭支援センター】

<p>(量の見込み)</p> <p>☞ 基本型については、既存事業の利用状況等を踏まえた量の見込みを算出した。</p> <p>☞ 地域子育て相談機関については、本区においては区立中学校に係る通学区域の指定がないものの、基本指針等において各中学校区に1つ設置することを市町村の法律上の努力義務とした趣旨等を踏まえ、区立中学校(中等教育学校を除く。)の数と同数を量の見込みとして算出した。</p> <p>(確保方策)</p> <p>☞ 現在児童館の「子育てひろば」や保育園等で、一般的な子育て相談等に応じているが、地域子育て相談機関には共通の相談記録の様式による情報の管理やより専門的な相談への対応も求められ、現在の人員体制では当面実施は難しい。今後、児童・家庭支援センターと各所の連絡会議等を行い、各所での相談が専門機関につながり、必要に応じて児童・家庭支援センターが各所へ出向き相談に応じることなどを検討する。</p>

ア 基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	地域子育て支援 拠点(一般型) 1	地域子育て支援 拠点(一般型) 1	地域子育て支援 拠点(一般型) 1	地域子育て支援 拠点(一般型) 1	地域子育て支援 拠点(一般型) 1

イ 地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (箇所)	2	2	2	2	2
確保方策 (箇所)	-	-	-	-	-

※ 利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む。

(2) 特定型(いわゆる「保育コンシェルジュ」)【子育て推進課】

(量の見込み)
☞ 既存事業の利用状況等を踏まえた量の見込みを算出した。
(確保方策)
☞ 現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	直営1	直営1	直営1	直営1	直営1

(3) こども家庭センター型【児童・家庭支援センター／保健サービス課】

(量の見込み)
☞ 本区においては、母子保健機能を保健所が、児童福祉機能を児童・家庭支援センターが担っており、現時点で施設は分かれているものの、両組織が連携して一体的な支援を提供する体制をとっていることを踏まえ、量の見込みを算出した。
(確保方策)
☞ 指揮命令系統の一元化が課題となっており、現時点では「こども家庭センター」の設置要件を満たしていない。一方で、「こども家庭センター」に求められる両組織の機能の連携を強化することで一体的な支援の提供体制を進めつつ、「こども家庭センター」設置については、引き続き、区民ニーズや国の動向等を注視しながら検討を進めていく。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (箇所)	1	1	1	1	1
確保方策 (箇所)	—	—	—	—	—

2 時間外保育事業（延長保育事業）【子ども支援課】

(量の見込み)					
☞ 第1期手引きに示された算出方法により、量の見込みを算出した。					
(確保方策)					
☞ 当面の間、現在の確保体制を維持しつつ、利用実績等の動向を注視し、必要に応じて事業の拡充等について検討する。					

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	488	477	474	474	480
確保方策 (人)	462	462	462	462	462

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業【子ども支援課】

☞ 「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」（令和6年4月23日付こ成保第256号及び6文科初第277号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長通知別紙）において実施が予定されている各取組等について、低所得世帯等の割合を勘案し、今後の実施の必要性等を量の見込みとして算出した。					
--	--	--	--	--	--

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

☞ 生活保護世帯に属し、特定教育・保育施設に通っているこどもはいないため、事業の実施の予定はない。今後の当該こどもの数等に応じ、必要に応じて事業の実施を検討する。					
---	--	--	--	--	--

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	—	—	—	—	—
確保方策 (人)	—	—	—	—	—

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

☞ 千代田区私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業実施要綱（令和2年2月27日31千子					
---	--	--	--	--	--

子推発第 516 号) に基づく補足給付事業の近年の実績等を踏まえて量の見込み及び確保方策を定める。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人)	10	10	10	10	10
確保方策 (人)	10	10	10	10	10

4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【子ども支援課】

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」(令和 6 年 4 月 25 付こ成保第 261 号及び 6 文科初第 298 号子ども家庭庁成育局長並びに文部科学省総合教育政策局長及び同省初等中等教育局長通知別紙) において実施が予定されている各取組等について、今後の実施の必要性等を量の見込みとして定める。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育の量の見込みに対し、現在の確保量が上回っている状況にあり、現時点で新規参入施設等の受け入れの予定がないため、実施の予定はない。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (人)	—	—	—	—	—
確保方策 (人)	—	—	—	—	—

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

(量の見込み)
 保育所型認定こども園に通う 1 号認定子どものうち、特別な配慮を要する子ども(障害児等対応加算等の対象となった子ども)の人数を実績等に基づいて量の見込みを算出した。
 (確保方策)
 千代田区保育施設等加算給付実施要綱(平成 27 年 3 月 31 日 26 千子子支発第 1876 号)に基づく障害児等対応加算の実施等により必要に応じて対象施設への支援を実施する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	3	3	3	3	3
確保方策 (人)	3	3	3	3	3

(3) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援

区民ニーズ、類似事業等に関する国等の動向を注視し、必要に応じて今後の事業の実施を検討する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	－	－	－	－	－
確保方策 (人)	－	－	－	－	－

5 放課後児童健全育成事業【児童・家庭支援センター】

(量の見込み)

第1期手引きに示された算出方法を踏まえ、各学年における潜在家庭類型ごとの割合等を考慮し、学年ごとの量の見込みを算出した。ただし、第1期手引きに示された算出方法では低学年と高学年の2区分しか算出されないため、低学年中「2年生」及び「3年生」と高学年中「5年生」及び「6年生」の量の見込みは、過去5年の入会率の平均値（各学年の人口に対し学童クラブに入会する児童が占める割合）を用いて補正した。

(確保方策)

令和7年度から新規に和泉地区1施設を増設するほか、令和7年度及び令和8年度において旧九段中学校において時限的な学童クラブを実施することを予定している（いずれの施設においても60名程度の受入れが可能と想定される。）。また、令和9年度からは富士見地区内で別の施設を確保して継続して学童クラブ（定員40名予定）を実施するほか、四番町学童クラブについて25名程度の定員拡充を行うことを予定している。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み (人)	1年生	400	406	366	366	347
	2年生	372	363	369	332	332
	3年生	290	284	288	259	259
	小計(低学年)	1,062	1,053	1,023	957	938
	4年生	250	245	249	224	224
	5年生	115	112	114	103	103
	6年生	46	45	46	41	41
	小計(高学年)	411	402	409	368	368
	合計	1,473	1,455	1,432	1,325	1,306
確保方策 (人)	1,475	1,475	1,480	1,480	1,480	

6 子育て短期支援事業【児童・家庭支援センター】

(1) ショートステイ

(量の見込み)
☞ 第3期手引きにおいて示された変更問等を踏まえた第1期手引きに示された算出方法により算出した量の見込みは、実態との乖離が大きいものと見受けられる。そこで、より実態に即した量の見込みを算出するため、過去の申請受付実績(定員超過等により利用することができなかった数を含む。)から推計して量の見込みを算出した。
(確保方策)
☞ 現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	600	600	600	600	600
確保方策 (人日)	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

(2) トワイライトステイ

☞ 一時預かり事業(幼稚園型Iを除く。)及び子育て援助活動支援事業(就学児を除く。)と一体的に量の見込み及び確保方策を定める。

7 乳児家庭全戸訪問事業【保健サービス課】

(量の見込み)
☞ 「原則として全ての乳児のいる家庭を訪問する」(児童福祉法第6条の3第4項)事業であるため、量の見込みは人口推計において算出された乳児の数とした。

(確保方策)

☞ 現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	557	561	566	571	579
確保方策	実施体制：12人（職員8人、委託4人） 実施機関：千代田保健所				

8 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【児童・家庭支援センター】

(1) 養育支援訪問事業

(量の見込み)

☞ 前回計画と同様の方法（前回計画に係る計画期間のうち最初の4年度について「利用件数当たりの派遣回数」（派遣回数／利用人数）の平均値①及び「未就学児数に占める利用人数の割合」（利用人数／未就学児数）の平均値②）を算出し、次期計画に係る計画期間の各年度で「（未就学児数の推計人口）×①×②」の算式を用いる方法により算出した量の見込みから子育て世帯訪問支援事業の量の見込みを控除したものを量の見込みとする。

(確保方策)

☞ 本事業は、従前より区が実施している育児支援訪問事業の一部が相当する。
☞ 育児支援訪問事業の本事業相当部分について、現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	174	158	153	149	153
確保方策	実施体制：1人（1開庁日につき1人訪問） 実施機関：児童・家庭支援センター				

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

☞ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業実施要綱」（平成26年5月29日付雇児発0529第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙）において実施が予定されている各取組等について、今後の実施の必要性等を量の見込みとして定める。

ア 調整機関職員の専門性強化（研修受講）

☞ 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調

整機関の職員が毎年度2名ずつ児童福祉司の任用前講習に参加する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	2	2	2	2	2
確保方策 (人)	2	2	2	2	2

イ 地域ネットワーク関係機関の連携強化（電子化等の取組）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (○/×)	○	○	○	○	○
確保方策 (○/×)	○	○	○	○	○

ウ 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組（学識経験者等の専門家の招へい）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (○/×)	○	○	○	○	○
確保方策 (○/×)	○	○	○	○	○

エ 地域ネットワークと訪問事業等との連携を図る取組

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (○/×)	○	○	○	○	○
確保方策 (○/×)	○	○	○	○	○

オ 地域住民への周知を図る取組（資料等の作成・配布）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (○/×)	○	○	○	○	○
確保方策 (○/×)	○	○	○	○	○

9 地域子育て支援拠点事業【児童・家庭支援センター】

(量の見込み)	
☞	第1期手引きに示された算出方法により各年度の量の見込みを算出した。
(確保方策)	
☞	現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	51,636	52,044	52,692	53,424	54,288
確保方策	59,400人日 7か所	59,400人日 7か所	59,400人日 7か所	59,400人日 7か所	59,400人日 7か所

10 一時預かり事業

(1) 幼稚園型I (いわゆる「預かり保育」等)【子ども支援課】

(量の見込み)	
☞	第1期手引きに示された算出方法により各年度の量の見込みを算出した。
(確保方策)	
☞	現行の確保量を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (人日)	1号認定	4,960	4,677	4,581	4,493	4,506
	2号認定	29,730	28,175	27,749	27,221	27,371
	合計	34,690	32,852	32,330	31,714	31,877
確 保 方 策 (人日)	一時預かり事業 (幼稚園型I)	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	私学助成による 預かり保育等	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	合計	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000

(2) その他一時預かり事業等【児童・家庭支援センター】

<p>(量の見込み)</p> <p>☞ 第1期手引きに示された算出方法により、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び子育て援助活動支援事業（就学児を除く。）と一体的に量の見込みを算出する。</p> <p>(確保方策)</p> <p>☞ ベビーシッター利用支援事業を含めた現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。</p>
--

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み (人日)	44,156	43,184	43,033	43,015	43,385	
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型Iを除く。）	20,880	20,880	20,880	20,880	20,880
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	365	365	365	365	365
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	27,977	27,977	27,977	27,977	27,977
	合計	52,872	52,872	52,872	52,872	52,872

11 病児保育事業【子ども支援課】

<p>(量の見込み)</p> <p>☞ 第1期手引きに示された算出方法により、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（病児・緊急対応強化事業）と一体的に量の見込みを算出する。</p> <p>(確保方策)</p> <p>☞ 病児・病後児保育派遣費用助成事業を含めた現在の確保体制の拡充を図る。</p> <p>☞ ニーズ調査の結果等により病児に対応した事業のニーズが特に大きいと判断されることから、病児保育事業（病児対応型）を中心に拡充を図る。</p>

- ☞ ニーズ調査の結果において保育所等や小児科に併設した施設においてこどもを預かる事業形態を望む保護者の割合が大きかったことなどを踏まえた事業の拡充を図る。
- ☞ 四番町保育園（令和9年度竣工）、いずみこども園（令和11年度竣工）の園舎建て替え時に、病後児保育室を開設予定している。現行の区立施設は隔離室がないため感染防止で1名のみを預かりだが、四番町保育園の園舎建て替え以後は隔離室を設置するので、最低1日2名は預かれるものと想定している。
- ☞ 当面の間は、病児・病後児保育派遣費用助成事業以外は未就学児を対象児童とし、利用実績、整備状況等を勘案し、対象児童を小学生に拡充することを検討する。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み (人日)	未就学児	16,041	15,648	15,572	15,521	15,642
	小学生	1,905	1,858	1,849	1,843	1,858
	合計	17,946	17,506	17,421	17,364	17,500
確保 方策 (人日)	病児保育 事業（病 児対応 型）	720	1,440	2,160	2,880	3,600
	病児保育 事業（病 後児対応 型）	1,200	1,200	1,680	1,680	2,160
	病児・病 後児保育 派遣費用 助成事業	96	96	96	96	96
	合計	2,016	2,736	3,936	4,656	5,856

12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【児童・家庭支援センター】

（量の見込み）

- ☞ 未就学児については、病児・緊急対応強化事業以外については一時預かり事業（幼稚園型Iを除く。）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）と、病児・緊急対応強化事業については病児保育事業と一体的に量の見込みを算出する。
- ☞ 就学児については、第3期手引きに示された算出方法により、量の見込みを算出した。

（確保方策）

- ☞ 現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保す

る。

就学児		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み (人日)	低学年	127	120	121	115	106
	高学年	125	160	153	152	145
	合計	252	280	274	267	251
確保方策 (人日)		1,460	1,460	1,460	1,460	1,460

13 妊婦に対して健康診査を実施する事業【保健サービス課】

(量の見込み)

☞ 令和元年度から令和5年度までの出生数と妊娠届数を参考に、人口推計において算出された乳児の人口から各年度の妊娠届出数の見込みを算出し、その数値に令和元年度から令和5年度の妊婦健康診査の受診率の平均（1回目は概ね95%程度、2～14回目は概ね75%）を乗じた値とした。

(確保方策)

☞ 現在の確保体制を維持することにより、計画期間中の量の見込みに応じた供給量を確保する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人回) ※健診回数	7,090	7,133	7,191	7,262	7,362
確保方策	実施場所：東京都委託妊婦健康診査取扱医療機関 （千代田区内の医療機関13か所等） 検査項目： ①1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、 血液検査、血液型（ABO型、Rh(D)型）、貧血、血糖、 不規則抗体、HIV抗体、梅毒（梅毒血清反応検査）、 B型肝炎（HBs抗原検査）、C型肝炎、風疹（風疹抗体価検査） ②2回目以降 【毎回実施】問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導 【週数等に応じ、各回1項目を選択】クラミジア抗原、経膈超音波、HTLV-1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、NST（ノン・スト				

	レス・テスト) ③超音波検査：4回 ④子宮頸がん検診：1回 実施時期：妊娠初期～妊娠23週まで 4週間に1回 妊娠24週～妊娠35週まで 2週間に1回 妊娠36週～出産まで 1週間に1回
--	--

新14 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【児童・家庭支援センター】

(量の見込み)
☞ 第3期手引きに示された算出方法により、量の見込みを算出した。
(確保方策)
☞ 本事業の内容は、従前より区が実施している育児支援訪問事業の内容に含まれるものであり、当該事業を継続して実施する。
☞ 日祝日・年末年始を除く日において、1日2名の利用が可能となるよう事業を実施する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	435	436	438	440	441
確保方策 (人日)	588	588	588	588	588

新15 児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）【児童・家庭支援センター】

(量の見込み)
☞ 第3期手引きに示された算出方法により、量の見込みを算出した。
(確保方策)
☞ 本事業は「児童育成支援拠点事業実施要綱」（令和6年3月30日付こ成環第105号こども家庭庁成育局長通知別紙）において、概ね20人を対象とした週3回以上の実施が求められているところ、実施施設としては児童館等が考えられる。しかし、現在の児童館等の人員体制、施設管理等では当面実施が難しい。現在区内において月数回類似の取組を実施する場所が複数あることから、当該取組の実施主体との連携を図りつつ、今後の区民ニーズ、国等の動向等を注視し、必要に応じて事業の実施を検討する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実人数)	42	43	43	43	43
確保方策 (実人数)	-	-	-	-	-

新16 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【児童・家庭支援センター】

（量の見込み）

☞ 第3期手引きに示された算出方法により、量の見込みを算出した。

（確保方策）

☞ 本事業は、従前より区が実施している「子育て講座～親と子の絆プログラム～」のうち、ベビママの会以外の4種類の講座（延べ9講座）が相当する。

☞ 当該講座（各講座の定員は20名）を継続して実施する。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （実人数）	40	40	40	40	40
確保方策 （実人数）	180	180	180	180	180